

平成30年度行田市保育所等利用調整基準表

基準指数 ※いずれか1項目のみ選択

類 型	項 目		指 数	採 点		
				父	母	
就 労	居宅外労働	雇 用 自 営	月160時間以上	20		
			月144時間以上	18		
			月128時間以上	16		
			月112時間以上	14		
			月96時間以上	12		
			月80時間以上	10		
			月64時間以上	8		
			上記に該当しないが、おおむね月64時間程度就労しており、今後月64時間以上の就労が見込まれる	7		
	居宅内労働	自 営	月160時間以上	19		
			月144時間以上	17		
			月128時間以上	15		
			月112時間以上	13		
			月96時間以上	11		
			月80時間以上	9		
			月64時間以上	7		
		上記に該当しないが、おおむね月64時間程度就労しており、今後月64時間以上の就労が見込まれる	6			
		内 職	月160時間以上	18		
			月144時間以上	16		
			月128時間以上	14		
			月112時間以上	12		
			月96時間以上	10		
月80時間以上	8					
月64時間以上	6					
上記に該当しないが、おおむね月64時間程度就労しており、今後月64時間以上の就労が見込まれる	5					
求職活動	求職活動		4			
妊娠・出産	出産前6週間、出産後8週間		8			
就 学	学校に通学		17			
保護者の障害	身体障害者手帳1級、2級、療育手帳㊦、A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを保持している		20			
	身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかを保持している		17			
	上記等級以外の手帳を保持している		15			
保護者の疾病	入院又は、自宅療養で常に病臥している		20			
	通院加療を行い、常に安静を必要としている		17			
	上記以外の事由		15			
親族の介護・看護	入院	介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	20～7			
	自宅	介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働(自営)の基準を準用	19～6			
災害復旧	災害復旧を行う		10			
虐待やDV	虐待やDVの恐れがある		20			
			小計A			

平成30年度行田市保育所等利用調整基準表

別表第2(第2条関係)

調整指数 ※複数選択可能

項目	指数	採点	
		父	母
ひとり親家庭(18歳以上の同居者あり)	20		
ひとり親家庭(18歳以上の同居者なし)	25		
父母のどちらかが単身赴任かつ18歳以上の同居者がいない	1		
生活保護世帯	3		
生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる	3		
虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要と認められる	30		
入所申込児童が障害者手帳を保持している	5		
育児休業中・産前産後休暇中からの入所申込みをしている(当該年度中に限る)	3		
兄弟姉妹が同時に同一保育所などへ入所申込みをしている	3		
家庭的保育事業などへ入所申込みをする場合で、兄弟姉妹が隣接する当該連携先幼稚園に在園している	5		
兄弟姉妹が既に在園している保育所などへ入所申込みをしている	5		
家庭的保育事業などの卒園児童	5		
児童の世帯に利用者負担額(保育料)の滞納がある	3ヶ月以上12ヶ月分未満(納付計画書提出済み)	-5	
	3ヶ月以上12ヶ月分未満(納付計画書未提出)	-10	
	12ヶ月分以上(納付計画書提出済み)	-15	
	12ヶ月分以上(納付計画書未提出)	-20	
65歳未満の同居祖父母が入所申込児童を保育できないことの証明書などの提出がない	-3		
保育士、幼稚園教諭、保育教諭として保育所などへ就労(内定)している	10		
市外在住(転入予定は除く)	-10		
その他市が認める事由	状況による		
※保育所などとは、子ども・子育て支援新制度に移行した施設のことをいう	小計B		

別表第3(第2条関係)

指数が同じときの優先順位

項目	順位
市内在住(転入予定を含む)	1
別表第2の調整指数の合計が高いもの(合計がマイナスになるものを除く)	2
保育を必要とする時間が長いもの	3
養育している子どもの人数が多い世帯	4

小計A	
小計B	
合計	